

3. 水質汚濁に関するその他の項目

(1) 要監視項目

1) 要監視項目とは

「要監視項目」とは、人の健康の保護に関連する物質及び水生生物の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものであり、平成5年に設定された（環境庁水質保全局長通知）。人の健康の保護に係る項目は令和6年12月31日時点で27項目、水生生物の保全に係る項目は6項目となっており、各項目について指針値が設定されている（参考資料2参照）。

2) 要監視項目の調査状況と指針値超過地点

2-1) 人の健康の保護に係る項目

① 調査状況

令和7年の調査結果について、表- 13に項目別の調査地点数及び調査検体数を示す。

令和7年は全国3,192地点で調査を実施し、要監視項目の総調査検体数は4,945検体である。

表- 13 人の健康の保護に係る要監視項目の水質調査結果

項 目 名	調査地点数	調査検体数	超過地点数 (年平均値)	超過地点数 (1検体でも超 過)
イソキサチオン	105	144	—	—
ダイアジノン	106	143	—	—
フェニトロチオン (ME P)	122	159	—	—
イソプロチオラン	146	204	—	—
オキシ銅 (有機銅)	105	142	—	—
クロロタロニル (T P N)	105	142	—	—
プロピザミド	105	145	—	—
E P N	109	149	—	—
ジクロロボス (DD V P)	104	141	—	—
フェノブカルブ (B P M C)	132	190	—	—
イプロベンホス (I B P)	100	137	—	—
クロルニトロフェン (C N P)	85	122	—	—
クロロホルム	166	228	—	—
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	84	121	—	—
1, 2-ジクロロプロパン	86	123	—	—
p-ジクロロベンゼン	92	130	—	—
トルエン	117	162	—	—
キシレン	100	139	—	—
フタル酸ジエチルヘキシル	120	166	—	—
ニッケル	214	299	—	—
モリブデン	126	157	—	—
アンチモン	149	197	—	—
塩化ビニルモノマー	84	92	—	—
エピクロロヒドリン	81	107	—	2
全マンガン	156	826	—	6
ウラン	84	107	—	—
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	209	273	—	—
合計	3, 192 (396)	4, 945	0 (0)	6 (6)

※調査地点数及び超過地点数の()内の数値は実地点数を示す。

② 超過地点

指針値を上回った地点はなかった。

2－2) 水生生物の保全に係る項目

① 調査状況

令和7年の調査結果について、表- 14に項目別の調査地点数及び調査検体数を示す。

令和7年は全国929地点で調査を実施し、要監視項目の総調査検体数は1, 073検体である。

表- 14 水生生物の保全に係る要監視項目の水質調査結果

項 目 名	調査地点数	調査検体数	超過地点数
クロロホルム	169	228	—
フェノール	88	96	—
ホルムアルデヒド	106	114	—
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	188	210	—
アニリン	192	214	—
2, 4-ジクロロフェノール	189	211	—
合計	929	1, 073	—

② 超過地点

令和7年の調査結果では、全ての調査地点で指針値を下回っていた。